

# 清末中国における慈善団体の近代化

— 天津広仁堂の女性たち (1878~1906) —

王 星 星

早稲田大学大学院社会科学研究所

アブストラクト：本稿は、天津広仁堂を事例として、近代中国における慈善団体の近代化を明らかにするものである。天津広仁堂の1878~1906年の歴史を考察対象として、近代中国における慈善団体の近代化に関する特徴を分析し、検討する。

中国の伝統的な慈善組織は、「重養軽教」（養育を重視し、教育を軽視すること）という特徴があると言われる。近代化に伴い、「教養兼施」（養育と教育は同じように重要なこと）の特徴が見られている。長い歴史の中で、広仁堂に収容された女性に対しては「収容するだけで教育しない」という方針から、労働や女子教育を授ける方針へとという近代的な変遷があった。被収容者の女性たちは、教育と労働を通じて、経済的自立をある程度実現できたので、エンパワーメントされたと理解できる。また、救済者側の立場には「近代保守主義」という特徴が見られる。被救済者である女性たちの生き方にも「近代保守主義」の理念が見られる。

## The Modernization of Chinese Charity Organizations in Late Qing Dynasty: Women in Tianjin Guangrentang Hall (1878-1906)

Xingxing WANG

Graduate School of Social Sciences, Waseda University

**Abstract:** This paper examines the evolution of Tianjin Guangrentang Hall (天津広仁堂) — a shelter home mainly for chaste widows and orphans — from 1878 to 1906 and investigates the modernization characteristics of charity organizations in China during that period. Traditional Chinese charity was characterized by a focus on caregiving and a disregard for education. However, modernization has afforded the emergence of adoption and education as important aspects of charity. Throughout the extensive history of Chinese charity, the organization's policy toward women has changed from focusing on caregiving to focusing on both of caregiving and education. The empowerment of women in such institutions can be attributed to economic independence achieved via education and employment. Furthermore, efforts for women's welfare are characteristic of Modernising Conservatism. Additionally, the lifestyle of those women is also modernising conservative.

## 1 はじめに

本稿で取り上げる天津広仁堂については、日本において、吉澤誠一郎（2002）はこの分野の研究を切り開いた。王星星（2021）がソーシャルガバナンスの視点から慈善団体と公権力の相互作用を論じているが、本稿では慈善団体に収容される女性たちをめぐる取り組みをより詳細に考察する。

従来の中国社会福祉史研究、いわゆる中国慈善史研究は、主として「善を為す」という救済者側に重点が置かれ、救済者の慈善思想と慈善行為に注意が向けられていた。しかし、救済を受ける被救済者側の視点には乏しい。そこで、被救済者のニーズと慈善活動の間にギャップがあるかどうかということ、つまり慈善活動の善し悪しが不明であることが指摘されている（周・陳 2022：11）。

近代中国における慈善の近代化について、王衛平（2005）と周秋光・李華文（2020）は慈善に関する近代的転換の特徴をまとめた。王衛平によれば、古代中国の慈善事業は主に「収容（中国語：収養）」を行ったが、清末には西学東漸に伴い、「教養兼施」の理念が掲げられたという<sup>(1)</sup>。つまり、単なる収容を行うことだけでなく、教育を授けて収容とともにこれにも重点を置くことになった。周・李によれば、中国の慈善事業における「養濟型」から「教養型」への転換は近代化の特徴だと考えられてきた。「養濟型」慈善とは、一時的な物資や金銭を支給し救済を行うことであり、被救済者の独立自活に必要な知識技能の付与および教養の向上はおろそかにすることである。「教養型」慈善とは、被災者・貧困者らを救済するとともに、知識および技術を授ける教育を重視することである。したがって、「養濟型」は消極的な救済であり、「教養型」は積極的な救済であると言われる。本稿は、清末に設立した天津広仁堂を具体例として、慈善団体の近代化に関する取り組みを論じる。

天津広仁堂に関する研究には、堂内に収容された女性たちに注目する研究は少ないが、生活史の考察<sup>(2)</sup>および女性に対する職業教育<sup>(3)</sup>の評価が取り上げられている。吉澤（2002）は政治文化と社会統合の視点から捉え、天津広仁堂の歴史的 position や善堂の変容を描き出した。一方、収容された女性の生活に関する章程の説明は不十分であった。また、広仁堂に付属する医療機関に関する先行研究では女医学堂の設立をめぐる議論に言及していたが<sup>(4)</sup>、史実の上では誤りがあった。これらの研究は史料を発掘した意義は大きいですが、広仁堂の女性たちにとっての意味についての考察には乏しい。さらに、節婦に関する研究においては、陳青鳳（1988）は節婦および烈女を中心に、清朝の婦女旌表制度を明らかにした。梁其姿（2001）は節婦を収容する施設の起源とされる「清節堂」について検討した。本稿では、広仁堂が設立された当初の章程を分析し、道徳の規範と女性に対する規制を分析した上で、近代化の思潮と取り組みを考察し、被収容者としての女性にとっての意味を考察してみる。

本稿は1978～1906年の天津広仁堂に収容された女性たちをめぐる取り組みを検討する。利用した

(1) 王衛平（2005）「論中国伝統慈善事業の近代転型」『江蘇社会科学』第1期，212-217頁。

(2) 宮宝利、万銀紅（2014）「晚清天津広仁堂女性生活考察」『天津師範大学学報(社会科学版)』第1期，10-14頁。

(3) 陳凱（2012）「開婦女運動之先河：清末直隸女子職業教育」『職業教育研究』第11期，179-180頁。

(4) 張璐（2010）「天津広仁堂医療機構初探」『中国社会歴史評論』第11巻，185-201頁。

資料は、中国国家図書館に所蔵する「直隸天津河間広仁堂章程（1878年）」、「天津広仁堂女工廠章程（1906年）」および天津市檔案館に所蔵する「広仁堂檔案（1878～1949年）」などの史料である。

本稿は次のように構成されている。第2節では、広仁堂が設立された当初の章程を分析し、道德の規範と女性に対する規制を述べる。第3節では、広仁堂の近代の変遷を背景とした新たな思潮の展開を述べる。第4節では、広仁堂に設立された女子工場と女医学堂を検討する。第5節では、中国の慈善事業の近代化とその特徴を考察する。

## 2 設立当初の広仁堂と女性

清末の光緒三（1877）年から光緒五（1879）年にかけて、中国の華北地域では大旱魃が発生していた。婦人や子供を対象とした人身売買が盛んに行われ、被災者が物乞いをし、流民になった。このような悲惨な状況を踏まえ、官僚と地方の紳士らによって新たな善堂を設立しようとする動きがあった。その結果、天津、河間の貧困の節婦<sup>(5)</sup>などを収容する「広仁堂」<sup>(6)</sup>が光緒四（1878）年に設立された<sup>(7)</sup>。

設立当初の広仁堂は「敬節所」、「慈幼所」、「蒙養所」、「力田所」、「工芸所」<sup>(8)</sup>という5つの部署で構成されていた。そのうち、節婦を収容する「敬節所」の定員は150人であった<sup>(9)</sup>。武民強（2012）によれば、設立当初に収容された女性たちは、節婦よりも、「被災地の女性難民」として認識した方が適切だと言われる（武 2012：12）。しかし、広仁堂章程によると、「節を守る」ことは従わなくてはならない原則であった。敬節所をめぐる計64条の規則の内の多くは女性の貞節を守るために制定されたものである。実際に、「節を守る」のは共産党政府が広仁堂を接管した1949年まで長年にわたって継続されていた。広仁堂には、女性たちをめぐる数多くのルールがあったが、「節を守る」ことが最大の原則であったといえる。

本節では、「直隸天津河間広仁堂章程（1878年）」の「敬節所64か条」<sup>(10)</sup>を中心に考察し、「節を守る」という最大の原則を体現した3つの側面を述べる。それは敬節所の入所基準、施設の空間設計、女性たちの日常生活である。

(5) 節婦とは、夫が亡くなった後も貞節を守っている女性である。

(6) 設立した当時は「直隸天津河間広仁堂」と名付けた。「津河広仁（善）堂」や「天津市広仁（善）堂」、「広仁（善）堂」などの呼び方も見られる。一般的に、研究上は「天津広仁堂」と呼ばれている。

(7) 具体的な設立経緯は王星星（2021）を参照。

(8) 「慈幼所」は3～14歳の孤児（男児）を収容する施設であり、定員は150人であった。「蒙養所」は収容施設ではなく、四書五経を教える塾であった。生徒は「敬節所」に収容された節婦の男児および「慈幼所」に収容された男児であった。「力田所」、「工芸所」は収容施設ではなく、勉強のできない男児に農業や手工業の技術を教える塾であった。上記の施設は本稿の趣旨とは関係ないため、ここでは紹介しない。

(9) 中国国家図書館所蔵：「直隸天津河間広仁堂章程（1878年）」

(10) 筆者が条目の番号を付けた。資料には番号がない。

### (1) 敬節所の入所基準

広仁堂敬節所は成人した若い節婦を収容するために設けられた施設である。30歳以下、かつ旌表<sup>(11)</sup>の規範を目指す志がある女性は一律に収容する（第1条）。節婦は自分で入所することを申請し、貧困かつ帰る所のない事実が確認された上で、親族・友人・隣人の担保があれば入所できる（第2条）。貞女は事実上結婚していないが、節婦に準じて取り扱われる（第35条）。貞女とは、婚約者の男性が亡くなった後、生涯結婚しないという志を立てた女性である。貞女は節婦と同じような方法で収容する。節婦、貞女は概念上の区別があったものの、彼女たちの貞節または純潔を守るために、管理上の区別をすることは特になかった。

節婦、貞女以外にも、場合によっては他の女性も収容する。例えば、節婦が実母、義母の唯一の扶養者であれば、実母・義母も同時に入所できる。それは親孝行を讃える目的であったとされる（第30条）。また、宿泊用の建物（号舎）を建てるために高額な寄附を行う人がいれば、30歳以上40歳以下の節婦も収容できる（第33条）。さらに、貧困ではないが家族と一緒に生活しづらい、入所したい節婦は、田畑・金銭を持ったまま入所できる。なお、節婦は広仁堂の代理で田畑の賃料を受け取ることができる一方、資金の貸し借りや利子を受け取ることは禁じられている（第7条）。

女性以外に、節婦の息子も入所できる。節婦の子どもたちは10歳までは節婦と一緒に生活するが、男児・女児に対する教育や取り扱いはそれぞれ異なる。息子は11歳から「蒙養所」や「工藝所」、「力田所」に移す（第29条、第45条）。娘（恤女）は成人したら嫁に行く、結婚できない場合は広仁堂内で引き続き生活し、節を守る（第34条、第45条）。

広仁堂敬節所の入所基準を見ると、被収容者に対する道徳的な要求が非常に高いことがわかる。先述したように、30歳以下かつ旌表を目指す志がある女性は一律に収容したのであるが、旌表の条件に合う女性は単なる節婦ではなく、長年にわたって貞節を守り続けて、親孝行や「義行（正義に基づく行動）」を行った節婦である。陳青鳳（1988）によれば、清朝中後期には婦女旌表基準が大幅に緩和されたが、旌表認定の際に節を守った期間は6年以上であることが求められ、さらに親孝行や「義行」の良さなどによって総合的に評価されたと言う（陳 1988：113）。また、実母、義母を入所させたのは親孝行をさせる目的であった。子どもの入所は母親としての義務を履行させるためのものであった。男児・女児に対する異なる取り扱いは儒教における「男女有別」の礼の思想が見られる。したがって、広仁堂敬節所の入所基準は当時の儒教規範に基づく道徳基準において比較的高いレベルが求められた。

### (2) 施設の空間設計

広仁堂敬節所の空間設計を分析すれば、節婦に対する厳格な行動制限を理解できるであろう。

節婦らが住んでいる部屋は「号舎」と呼ばれた。各号舎の定員は5人である。号舎は漢字で番号が

(11) 清朝の婦女旌表制度に関しては陳青鳳（1988）を参照。

つけられ、24部屋で計150人が住むことができた。漢字はそれぞれ「青」「年」「守」「志」「白」「首」「完」「貞」「操」「凜」「冰」「霜」「心」「堅」「金」「石」「芬」「揚」「彤」「管」「節」「励」「寒」「松」の計24文字である（第3条）。以上の24文字を文として理解すれば、「青年守志、白首完貞、操凜冰霜、心堅金石、芬揚彤管、節励寒松」となる。この漢文が「必ず貞節を守り続ける」という儒教の教化を表していることは明らかだ。実際に住んでいる人数は定員より多いはずだった。節婦の子ども、実母・義母は収容定員数として算入されていないからである。

号舎の外は総門（扉）であり、総門の外は庭である。「茶房」が庭に設けられ、給湯室として利用される。庭の外は「総柵」であり、総柵の外は管理室と厨房である（第4条）。節婦は特殊な理由がない限り柵外に出ることは禁じられる（第5条）。女司事（女性の係員）以外の人には総柵に入ることも禁止された。したがって、節婦らの生活空間は非常に狭く、号舎と柵内の庭しかなかったのである。

節婦らは住む場所以外の人や物と直接接触することも禁じられた。総柵の壁には「転じる桶（中国語：転桶）」という装置がある。板を使って木を叩き、「転じる桶」を介して品物を渡す（第38条）。

敬節所内の空間設計によって、節婦らは外の世界との接触を禁じられ、隔絶されて生きていた。なぜなら、「貞節を守り続ける」ために有利な環境が作られていたからである。また、広仁堂は日常生活のルールとマナーの制定を通じて、「貞節を守り続ける」ための環境を強化していた。

### (3) 女性たちの日常生活

「敬節所64か条」は「男女の区別」を厳格に規定した。節婦の子ども以外、総柵に他の男性が立ち入ることは禁止する（第36条）。親族の男性による訪問も禁止である。父母・義父母による訪問の場合、女司事に随行されて広仁堂の大ホールで面会する（第37条）。号舎の増改築、病人の診療、死者の納棺などの場合、節婦らは事前にこれを回避する（第42条）。節婦の世話をするために、10人ごとに40歳以上の下女を1人雇う。下女は節婦と同じように、特殊な理由がないと柵外に出ることは禁じられる（第56条）。

衣食住について、節婦らは簡素な生活が保障された。入所の際に、敬節所は節婦らに必要最低限の生活用品を支給する（第10条から第13条）。一日二食の基準で配食する（第21条）。入所後、節婦と子どもの衣服・寝具は節婦自身で縫製する（第14、15条）。怠け癖がつかないように、労働を促すことが規定されていたが、機織り・裁縫などの手仕事しか許されない（第26条）。つまり、節婦らは必要最低限の生活を送っていた。衣食住の心配はないが、これは豊かな生活とは言えない。

生活の保障に関する規定以外に、ルールやマナーに違反した際の罰則も制定された。例えば、節婦が喫煙、飲酒、化粧をした場合、訓戒を与える（第28条）。いざこざを起こした場合、初回は訓戒を与える、2回目は節分の食物（ちまき、塩卵、月餅、魚）を支給しない、3回目は入所保証人に通知し退所させる（第27条）などであった。

「敬節所64か条」のうち、11か条は節婦らの衣食住に関する物支給についての規定であった（第10条から第25条）。7か条は運営上の簿冊に関する規定であった（第57条から第64条）。貞節を守ること

と特に関係のない条目は上述の18か条しかない。それ以外の条目は程度の違いはあるが「貞節を守ること」を関連している。こうした規定からも、日常生活のルールとマナーを通じて、節婦に貞節を守らせること、つまり儒教の道徳を徹底させていることがわかる。

広仁堂が設立された時期、他の節婦を収容する施設もおおむね儒教道徳を中心とした生活を女性たちに送らせていた。明清時代、節婦を収容する慈善施設の起源とされるのは江南地域の「清節堂」であった。梁其姿（2001）によると、清節堂は最初に上層の儒学者によって創立されたが、その主な目的は儒生階層の精神上、信仰上の需要を満足させ、儒生階層の価値観を宣伝することにあつた（梁 2001：239）。また、清節堂が提供した環境において、寡婦は「節を守り、夫の家族の血を守り、夫や自分の両親に親孝行をし、旌表の榮譽を得る」という儒教の伝統的な理想を実現することができた。さらに、清節堂に収容された節婦は、施設を出ることもあつた。節婦の息子が出世すれば、彼女は誇りを持ってルールの厳しい施設を離れ、息子の扶養に頼って生活を送ることができた（梁 2001：224-225）。つまり、息子が出世することによって、節婦の立場や生活が良くなった。

だが、広仁堂の章程と文書には、節婦が成人した息子の扶養に頼り、施設を出られるという条目はなく、またそのような実例もわずかであった。したがって、広仁堂敬節所に収容された女性は、清節堂よりさらに厳しい制限の中で生きてきたと言える。

ただ、広仁堂の女性たちの生き方は近代化に伴い変化していた。次節からは、新たな思潮の展開と女子労働と女子教育の要素を取り入れた広仁堂の改革について述べる。

### 3 新たな思潮の展開

#### (1) 慈善教育論

広仁堂が設立された頃、早期の維新派は「慈善教育論」<sup>(12)</sup>を提起し、実践していた。論者たちは西洋諸国における救貧（貧困救済）と防貧（貧困防止）の事業を考察し、慈善施設の教育的機能について検討した。広仁堂と関わりの深い維新派の思想家、鄭観應<sup>(13)</sup>などは中国の伝統的な収容型慈善施設を批判し、西洋諸国の慈善教育の優れた点に憧れを示した。

慈善教育について、鄭観應は「善挙」（『盛世危言』）の中で次のような主張を展開した。

最近、栖流所、施医局、養老院、育嬰堂<sup>(14)</sup>などの善挙があるが、大抵経営不振によって、資金が足りず、

(12) 早期維新派の慈善教育論については呉昊沐（2013）を参照。

(13) 鄭観應（1842～1922）、清末の資本家、経営者、思想家。1880年に刊行した『易言』、1894年の『盛世危言』において「慈善教育論」「実業救国論」などを主張した。天津広仁堂の設立にも尽力した。近代中国人名辞典 修訂版編集委員会編（2018：858）を参照。

(14) 栖流所は流民・難民を収容する施設。施医局は医療を無料で提供する施設。養老院は扶養者のいない老人を収容する施設。育嬰堂は遺棄された乳幼児を保護する施設。

各省の多くの貧民は依然として帰る所がない。(中略) 早急に工夫して拡充し、官紳の力を合わせ、旧家、貴族、富戸、商人は適宜に寄付を行い、収容を拡大し、都市と地方では善堂を設立すべきである。(中略) 全ての帰る所のない窮民に、工芸を教えれば、庶身には頼るものができ、貧者には助けとなり、弱者は市街で乞うことなく、強者はその身に法の網がかかることがなくなる<sup>(15)</sup>。

鄭によると、従来設立された慈善施設は少なくないが、経営不振などの理由で機能していない現状にある。さらに、浮浪者や乞食が大量に発生したため、社会秩序が妨害されている。鄭は、各地の官庁と紳士は協力して善堂を設立すべきだと主張した。また、善堂は教育機関として、帰る所のない窮民に職業訓練を施し、就業させるべきだと主張した。さらに、鄭観應の友人、楊然青は西洋諸国の慈善教育事業を紹介し、高く評価していた。そして慈善教育について、4つのアプローチを学ぶべきだと呼びかけている。それは職業訓練、礼儀マナー、日常の衛生管理、怠け癖を直すということである<sup>(16)</sup>。

呉昊沐(2013)によると、広仁堂は上述の理念を率先して実践していたので、「慈善教育」の代表的な施設であったと当時から評価されていた(呉昊沐 2013: 149)。

## (2) 女子教育論

維新派が慈善教育論を提起したのと同じ時期、女子教育論についても論争が絶え間なく続いていた。王曉慧(2015)によると、清末の女子教育をめぐる論争には主に2つの論点があった。一つは、女性が教育を受けるべきかどうかということである。もう一つは、女性はどのような教育を受けるべきかどうかということである。

1894年に刊行された『盛世危言』の「女教」において、鄭観應は女子教育について以下のように述べている。まず、中国の女性が学校に行かないこと、専門的な教育を受けていないことを批判した。次に、西洋諸国の女性は男性と同じような教育を受けるため、夫を支援し子どもをしつけることに優れているとした。さらに、中国では女性向けの学校を設立すべきで、女性に西洋の知識と中国の道徳や知識を教えるべきだと主張した<sup>(17)</sup>。

1897年、維新派の代表人物、梁啓超は「論女学(女学を論ずる)」を発表した。彼は、女性が他人に頼って生活することに反対し、働いて利益を生む生き方を提唱した。また、母親としての女性は質の高い教育を受けるべきだと考え、さらに子どもに対しても「母教」(母親による教育)が非常に重要だと考えた。須藤(2007)によると、梁の女性論には2つの特徴がある。第一に、「女性の資質は生来劣っているとはみなさず、改良が可能だ」という前提に立っていたことである(須藤 2007: 34)。第二に、「国家の強弱と女性の強弱とを比例的にとらえ」たことである(須藤 2007: 36)。したがって、国力を向上させるために、女性に対して教育を授けなければいけないと考えていた。

(15) 夏東元(1988)『鄭観應集』(上册), 上海人民出版社, 525頁。

(16) 夏東元(1988)『鄭観應集』(上册), 上海人民出版社, 529-532頁。

(17) 夏東元(1988)『鄭観應集』(上册), 上海人民出版社, 287-290頁。

上述した鄭、梁の観点は中国における「賢母良妻論」の出発点だと認識されている（王曉慧 2015：159）。女子教育をめぐる論争では、女性は教育を受けるべきであるとの結論が下された。

広仁堂檔案には、著者不明の文章「興女学為強国之基礎論」が残されている。その文章の一部を抜き出して引用したい。

今、国家は貧弱かつ勢いのない状況にある。このため、女学を提唱し、書籍を編纂し、大いに気風を開くことは、誠に国家を強大にする基礎となり、教育の要点であると考え。もしこれを推し進めて、中国に行きわたらせたら、将来人材が豊かに育ち、各国に勝るはずである。そうすれば、我々は中国の未来を祝福せずにはいられず、中国の女性の未来を祝福せずにはいられない<sup>(18)</sup>。

ここには、当時の一部経営者の観点が反映されていた。つまり、広仁堂の経営者たちは女性に対して教育を受けることは国力を向上させる基盤となると認識していたのである。

### (3) 実業救国論

日清戦争以降、中国のエリートは敗戦の理由を深く考えるようになり、国力を向上させるための「実業救国論」の思潮<sup>(19)</sup>が広がった。実業救国論とは、中国の富強を図るには商工業を振興させなければならないという主張である。張謇、鄭観應は清末における実業救国論の代表的な人物である。

張謇は以下の観点を主張した。商工業を中心に、中国の資本主義を発展させて国力を増進させる。その目的は自国の資本主義を育成し、外国の経済的侵略を防ぎ、国力の向上を図ることである。張謇はそれを実践するために、地元の江蘇省で、織維工場、製粉工場、塩業工場などを設立した<sup>(20)</sup>。

鄭観應は初めに「商工業の振興」を提起した。その論が発展していくに従って、「実業」の範囲を拡大させ、農業、商業、工業とともに振興させていくべきだと主張した。実業の振興によって、国民、そして国家が豊かになる。最終的な目標は強く盛んな国家を作り上げることである<sup>(21)</sup>。

光緒新政以降、直隸総督兼北洋大臣である袁世凱は実業の振興を重視した。具体的な取り組みとして、袁世凱は周学熙<sup>(22)</sup>を日本に派遣して実業を視察させた。帰国後、周は天津での直隸工芸総局の設立に尽力した。直隸工芸総局は実業振興の指導部門となり、商工業の繁栄を促した<sup>(23)</sup>。

(18) 「幼稚园章程請撥文費移作幼稚园工款 附新派管美術科附」、天津市檔案館：J0130-1-000084。

(19) 実業救国論の思潮については蔡雙全（2021）を参照。

(20) 姚家華（1992）「略評張謇の実業救国論」『財經研究』第132卷、第11期、49-51頁。

(21) 苗宏慧、么巧亭（2013）「評鄭観應の実業救国思想」『社会科学戦線』、第7期、275-276頁。

(22) 周学熙（1866～1947）、清末北洋新政期および民国北京政府初期の経済官僚、実業家。1903年、日本で2ヶ月間商工業の実情を視察し、日本の練兵、興学、製造の進展に注目した。この経験から、帰国後直ちに直隸工芸総局総辦となって、実業振興を図った。1905年、広仁堂の総董を兼任した。近代中国人名辞典修訂版編集委員会編（2018：874）を参照。

(23) 張華騰（2017）「袁世凱督直与天津城市早期現代化」『史林』第6期、18-26頁。



1905年、周学熙は広仁堂の総董を兼任することになった。次の節では、周の在任中における新たな取り組みについて述べる。

## 4 広仁堂の女子工場と女医学堂

前述した慈善教育論、女子教育論および実業救国論という思潮を背景として、広仁堂では新たな動きが始まった。1905年、周学熙は広仁堂の総董（トップ）を兼任することになった。同年、広仁堂女子工場が創立された。1906年、女医学堂が広仁堂内に建設され始めた。他にも、「慈幼所」「蒙養所」が刷新され、「幼稚園」が設立された。広仁堂の女子工場と女医学堂について、吉澤（2022）は主に『袁世凱天津檔案史料選編』を使って紹介しているが、本稿では吉澤が見ることのできなかった原史料を直接確認している。本節では、「広仁堂女工場章程」、『周学熙伝記彙編』と天津市檔案館に所蔵する「広仁堂檔案（文書）」を中心に、女子工場と女医学堂についてそれぞれ検討する。

### (1) 女子工場

一般的に、清末における最初の女子職業教育機関は史量才が1904年に創立した私立上海女子蚕業学堂であると認識されている。その目的はシルク産業の女性労働者を育成することであった<sup>(24)</sup>。それに対して、翌年の1905年に設立された広仁堂女子工場は「婦女運動の先駆だ」<sup>(25)</sup>と評価されている。

慈善教育論、女子教育論および実業救国論の展開に伴い、広仁堂の女性たちに対する取り扱いは「収容」から「教養」へと移行し始めた。つまり、教育の重要性、特に職業教育の重要性が高まっていたのである。

1905年、周学熙は広仁堂の業務を整理し、広仁堂女子工場を創立した。周の夫人劉温卿は女子工場のリーダーとして運営、管理を行っていた。当時、エリート層は女性が家の外に出て労働することを呼びかけていたが、一般民衆は労働を恥とした。こういった現状を踏まえ、劉温卿は親族の女性たちを動員し、女子工場で働かせていた<sup>(26)</sup>。

「広仁堂女工場章程」（1905年）<sup>(27)</sup>では女子工場の目的、運営方針、工場規程などが定められていた。

女子工場の目的は女性労働者を教育することである（第1条）。毎日勤務交代制で、午前中に講堂で国語、算数を学び、午後1時から工場で働くことになる（第1条）。学生は「甲班」「乙班」に分かれる。12～20歳は「甲班」に入り、20～40歳は「乙班」に入る。なお、仕事の見習いをしたことのない人は、年齢を問わず「甲班」に入る。「乙班」に進学する前提は仕事の見習いをした経験があることである（第2条）。

(24) 王晓慧（2015）『近代中国女子教育論争史研究（1895～1949）』中国社会科学出版社、166頁。

(25) 周小鵬（1997）『周学熙伝記彙編』甘肅文化出版社、133頁。

(26) 周小鵬（1997）『周学熙伝記彙編』甘肅文化出版社、133頁。

(27) 資料には番号がない。筆者が前から順番に条目の番号を付けた。

女子工場には北場と南場があり、それぞれ300人と200人が収容できる。北場が満員になったら南場を開業する（第5条）。最初に教える科目は7つある。それは精巧なレース（西式花辮）・ミシン・刺繍・麦稈真田（わらを平たくつぶし真田紐のように編んだもの、草帽辮）・タオル・織布・毛織物の手工業<sup>(28)</sup>である。書画の表装、印刷などは適宜増設する（第6条）。

女子工場は広仁堂の附属施設として、収容されている節婦や恤女はもちろん、外の一般女性も職業教育の対象とした。一般女性は卒業の際に卒業証書が発行される。卒業した女性は、各府州県の女子工場、または広仁堂女子工場の師匠（指導者）として働ける（第19条）。しかし、広仁堂文書には節婦や恤女が他の工場に就職した記載はなかった。広仁堂で生活を続ける限り、広仁堂の女子工場でしか働くことができなかったのである。

広仁堂の女性にとって、広仁堂を離れる方法は非常に限られていた。節婦は、成年した息子が引き取ることで家庭生活に戻ることができた。恤女は結婚させることで施設を離れることができた。しかし、広仁堂文書によると、息子に引き取られた節婦はほんのわずかであった<sup>(29)</sup>。また、恤女はほとんど結婚の自由がなく、広仁堂は親代わりの役割を果たしていた。結婚するには男性から申請し、管理者による審査が必要であった。また、相手選びには4つの要求事項があった。それは①実際の産業と正当な職を持つ人が必要であること、②品性が高く健康で嗜好や疾患に侵されていない人が必要であること、③女性より10歳以上年上の場合には不可であること、④（恤女）を婢妾として迎えてはならないこと、であった<sup>(30)</sup>。結婚できない恤女は引き続き広仁堂内に生活し続けた。

以上のことから、数多くの女性たちは、生活面では施設に依存しなければならず、仕事においても自由な選択肢はなかった。しかし、女子工場で給料を稼ぐことができるため、経済的にはある程度の自立を手に入れることができた。特に恤女の収入に対しては、広仁堂は以下のように取り扱っていた：

本堂の恤女は、工芸を学ぶために女子工場で働いている。毎日支給される手当金額は帳簿に登録し、帳簿は自分で保管する。手当金は月末に支給され、本堂が代わりに貯蓄する。衣服や結婚の準備などで必要な場合は、貯蓄から支払われる。散発的な浪費を防ぐためである。これは本堂が特別に配慮をしていることである<sup>(31)</sup>。

恤女の収入について、周学熙は次のように規定した。

恤女の毎月の所得は三分の一までなら使用することができ、靴・布・針・糸などの物を購入することができる。残りの三分の二は依然として本堂が代わりに貯蓄し、（結婚させて）施設から離れる時に支給する<sup>(32)</sup>。

(28) 7つの科目名の和訳は吉澤（2022：235）に参照。

(29) 「一宗節婦出堂」, 天津市檔案館：J0130-1-000228；「一宗節婦出入堂」, 天津市檔案館：J0130-1-000229。

(30) 「慈幼所恤女事故添給棉衣被附新收男女附 諭示報名擇配附章程立案」, 天津市檔案館：J0130-1-000078。

(31) 「一宗開辦女工廠考驗工師工徒卷開縱覽會附」, 天津市檔案館：J0130-1-000071。

(32) 「一宗開辦女工廠考驗工師工徒卷開縱覽會附」, 天津市檔案館：J0130-1-000071。

つまり、恤女が工場で稼いだ収入の一部は日常の支出に使われ、浪費を防ぐため、広仁堂が収入の大部分を貯蓄して、将来結婚する際に支給したのである。恤女は収入をすべて自由に使えたわけではないが、労働によって自分の貯金を持つことができた。これによって、日常生活を改善できただけでなく、将来の結婚のための経済的な基盤を築くこともできた。

女子工場の章程と広仁堂文書によれば、広仁堂の女性たちは女子工場を通じて、近代的な工業生産に参入し、生産に携わる労働を始めていた。また、女子工場の教育や実習は自活できる能力を授ける有益な手段であった。つまり、経済的にはある程度の自立を手に入れることができた。しかし、広仁堂の女性たちは労働者として働き始めたが、大多数の女性は従来と変わらず施設内で生活、労働していた。これまでのように、外の世界との接触を禁じられ、遮断された生き方はある程度緩和されていたが、「貞節を守る」生き方は依然として引き継がれていた。

## (2) 女医学堂

1906年、広仁堂に女医学堂を付設しようという議論が起こった。女医学堂の設立をめぐる議論については、広仁堂文書を確認した上で、張璐（2010）に依拠した。

1906年、広東省出身の紳士であり、西洋諸国を視察した経験があった麦信堅は直隸総督袁世凱に提言し、女医学堂を設立しようと訴えた。麦は以下のように理由を述べた。

教育の普及とは学ばないもの（分野）はないのだ。現在、新学を提唱し、文明を輸入している。政治や風俗を改良することが全国の目的である。なお、現在の助産法は科学的ではない。その流弊があることで、民族は弱体化し、社会にも悪い影響を与えるはずだ。（中略）したがって、助産法の優劣は産婦の健康と児童の発達に強くつながっている。そして、助産法の質は国家を強大化し、また民族を繁栄させる一番の原点なのである<sup>(33)</sup>。

麦によると、婦人医学、特に助産法は単なる医学ではなく、民族主義にも関わっている。つまり、科学的な助産法は国家を強大化し、民族を繁栄させる一番の原点だと認識されていた。健康的な国民を育成するために、出産の時点から科学的な方法を用いることが不可欠だと考えられた。そして、従来の「産婆」は立ち遅れており、近代的な産婦人科とその教育を成立しなければいけないと考えたのである。

女医学堂の新生生の募集について、麦は5つの難点を挙げた。その一、未成年の女子学生を育成するには時間がかかるので、急場の用に備えることはできない。その二、女子学生は結婚すれば、中途半端になる恐れがある。その三、華族の女子は深窓の令嬢であるので、助産に難色を示しがちである。その四、未婚の女子学生は既婚女性のことに詳しくないので、産婦人科の知識を全面的に理解す

(33)「光緒三十二年二月督憲袁札督辦女医学堂卷」, 天津市檔案館: J0130-1-000093。

ることは難しい。その五、貧しい既婚女性は家事で忙しいので、学業に専念することは難しい<sup>(34)</sup>。

上述の難点を踏まえた上で、広仁堂の節婦は適切な人選だと考えられた。その理由は以下となる。まず、節婦は医学教育を通じて、自活できる能力を身につけることができるからである。次に、節婦には家事の負担がなく、学業に専念できるからである。最後に、産婦が広仁堂内で出産し、産褥に就くことは、良い学習と実践の機会になるからである<sup>(35)</sup>。

袁世凱は広仁堂の兼任総董周学熙と陸嘉谷<sup>(36)</sup>に麦の提案を依頼した。広仁堂のトップ層は協議した上で、以下の返答をした。

広仁堂内の一庭院と三部屋は女医学堂の講堂、宿舍、事務室、休憩室にする予定である。女子学生が多数の場合、適当に場所を拡充する。学業の進捗によって、応接室を増設し、臨床実習を行う。経費、各種の器具や薬材、日常の細々した物、書籍、紙、筆などの費用、および外来学生の宿舍などの資金調達をするのは難しいことではない。最も難しいのは学生の選抜である。現在、広仁堂の節婦は合わせて五十人余りいる。年をとって病気を持っている二十人余りを除いた、三、四十人は字を知らない状態なので、教育は極めて困難な状況にある。かつ、医学は奥が深く微妙な学問であるため、資質が優れて精神的に落ち着いている人しか学べない。節婦たちの中には合格者が数えるほどしかいないと推測する。気風が開放的ではない状態で、彼女たちは自分の学力を知らずに、産婦人科が下流の産婆の仕事だと考えている。助産を潔しとしない<sup>(37)</sup>。

広仁堂は麦の提案に対して、場所と資金の提供については了承していた。一方、節婦に対する認識は異なる。麦によれば、広仁堂の節婦は最も適切な人選であると考えられた。だが、広仁堂のトップ層によれば、節婦たちは「字を知らない」で、「合格者が数えるほどしかない」と考えられた。また、節婦たちは助産に対して誤解があり、「下流の産婆の仕事だ」と考える恐れがあった。

また、広仁堂のトップ層は女医学堂と女子工場の違いについても返答した。

医術と工芸は違っている。人数はむしろ少なくとも質は上等であるべきである。(中略)中国婦人の知識水準は極めて低いので、数年の勉強だけで上達するのは無理である。卒業できれば、産婆より少し見解を持つことはできるだろうか、ヘマをやらないとよいけれど<sup>(38)</sup>。

女子工場と比べると、広仁堂のトップ層は女医学堂に対して非常に慎重な態度を取っていた。医学の勉強は工芸よりも難しいと認識されていた。節婦たちの知識水準が限られているため、数年で医学

(34)「光緒三十二年二月督憲袁札督辦女医学堂卷」, 天津市檔案館: J0130-1-000093。

(35)「光緒三十二年二月督憲袁札督辦女医学堂卷」, 天津市檔案館: J0130-1-000093。

(36) 陸嘉谷の公的職務は長蘆塩運使である。

(37)「光緒三十二年二月督憲袁札督辦女医学堂卷」, 天津市檔案館: J0130-1-000093。

(38)「光緒三十二年二月督憲袁札督辦女医学堂卷」, 天津市檔案館: J0130-1-000093。

を習得することは不可能だと考えられた。麦の提案と広仁堂の現実、つまりエリートの理想と現実との間には深い溝があったことを反映している。

それにもかかわらず、広仁堂には女医学堂を建設しようとする動きがあった。女医学堂の設置、講堂や薬局などの建設には、巨額な支出が必要であり、収入が不足していたため、広仁堂の経営陣は袁世凱に報告し、招商局から広仁堂への寄付を再開することを希望した<sup>(39)</sup>。袁世凱はこれに同意した<sup>(40)</sup>。

だが、広仁堂の女医学堂が実際に成立されたかどうかについては、先行研究によって結論が異なる。張璐（2010）によると、広仁堂の女医学堂は「中国の女子医学教育の先駆けになった」と評価されていた（張璐 2010：199）。張秀蘭・張璐（2016）でも、広仁堂の女医学堂は中国の最初の婦人科であるとされた（張秀蘭・張璐 2016：92）。一方、吉澤（2002）によると、女医学堂は「突飛に見える」計画であり、「実現された形跡はない」と結論づけている（吉澤 2002：238-239）。

天津市檔案館が所蔵する「広仁堂檔案」、天津古籍出版社が出版した『袁世凱天津檔案史料選編』、1902年に天津で創刊された新聞紙「大公報」には、女医学堂が実際に建設・運営されていたことを示す史料は一つも見当たらなかった。そのため、本稿では、広仁堂の女医学堂は計画されていたが、成立することはできなかつたと結論づける。近代中国の最初の婦人科と公立看護師学校は長蘆育嬰堂と北洋女医局によって設立した長蘆女医学堂<sup>(41)</sup>（北洋女医学堂<sup>(42)</sup>）であった。張璐（2010）と張秀蘭・張璐（2016）の論文には誤りが見られる。

女医学堂が成立されなかつた理由については、今のところ史料が発見されていない。地方エリート（麦信堅）および地方政権のトップ層（袁世凱）は女医学堂を通じて女性に対するエンパワーメントを図ろうと計画していたが、最終的に実現できなかった。それでも、女医学堂の設立をめぐる議論は意義深いものである。そこから、地方政権のトップ層、地方エリートと広仁堂の運営者が女性に対して異なる認識を持っていたことや、「女工」と「女医」の二つの職業の間には大きな違いがあることが分かっていた。つまり、「女工」が認められていたが、「女医」に対しては賛否両論であった。当時の社会では、女医を育成することよりも、女工を育成することの方が実情に合っていると考えられたのであろう。これが広仁堂内に女医学堂が成立されなかつた原因の一つかもしれない。

## 5 おわりに

本稿は、1878年から1906年までの天津広仁堂に収容された女性たちに関する生活、教育、労働の変遷を分析し、中国の慈善団体の近代化とその特徴を明らかにした。

(39)「広仁堂総董長蘆塩運使司陸嘉谷天津道周学熙稟」『袁世凱天津檔案史料選編』、天津古籍出版社、1990年、242頁。

(40)「袁世凱為据广仁堂察請飭招商局按潜米水脚提捐仍照旧章解交事的批」『袁世凱天津檔案史料選編』、天津古籍出版社、1990年、242頁。

(41) 吉澤（2002）第七章の（3）育嬰堂の改革に参照、239-241頁。

(42)「从学堂到医専」<http://www.tjyzh.cn/xxgk/cxtlyz.htm>。現在は天津医学高等专科学校。

天津広仁堂が1878年に設立された当初においては、収容された女性たちの貞節を守ることが最も重要な原則とされていた。敬節所の入所基準、施設の空間設計および集団的な日常生活のルールとマナーを通して、女性たちの活動は制限されていた。外の世界との接触を厳格に禁じ、隔絶された中で生きることは貞節を守ること、つまり儒教の道徳を徹底させることを保証するものであった。

日清戦争以降、「慈善教育論」、「女子教育論」および「実業救国論」などの近代的な思潮が展開された。それを背景として、広仁堂には女子教育と女子労働の要素が取り入れられていった。1905年には女子工場が新設された。1906年には女医学堂を設立しようという議論と動きがあった。こうして広仁堂では、収容された女性に対して、今までにない教育を受ける権利と労働の権利が与えられた。広仁堂内の女性は完全に自立した労働者ではなかったが、自活できる技能をある程度身につけることができた。つまり、慈善団体の被収容者たちは利益を分配される者から利益を生む者に変化したのである。ただし、広仁堂の女性たちは、梁啓超を代表とする近代国民国家の考え方、つまり「利益を生む者」だけがふさわしい国民であるという発想の下で、社会的労働を求められていたことも無視できない。この点について、吉澤（2002）は「運営者側から見た人間像を提示して普及させる教化施設」だったと述べている（吉澤 2002：234）。

近代化の中で、女性たちはエリート層によって位置付けを与えられた。女性に教育を与える目的は夫を支援し子どもをしつけることであり、職に就かせる目的は「利益を生む者」にさせることである。これらを通じて「強国保種」が達成されることが期待されていた。つまり、広仁堂の女性たちは、近代化のプロセスに受動的に巻き込まれたと言える。こうした面は否定できないが、それでもやはり、広仁堂の女子工場が女性にかつてない教育と労働の機会を与えた意味は大きいと考える。被収容者の女性たちは技術を身につけて、労働によって収入を得ることができた。したがって、ここには、女性の経済的自立を促すエンパワーメントの側面があったと理解できる。

一方、広仁堂の女性たちにとって、貞節を守るとは依然として重要な原則であった。彼女たちは一般女性と同様に教育を受けたり、労働したりすることはできたが、施設から出かけることは難しかった。Paul Bailey（2007）によると、清末における女子教育の観念は近代保守主義（Modernising Conservatism）の主張を反映していた。近代的な変革は政治と経済を強化するために有効な手段だと認められた。その一方で、近代化に伴う結果に対しては曖昧な態度を持っていたとされる。広仁堂の事例から見れば、慈善団体のトップ層は女子工場と女医学堂の教育的または経済的機能を重視していたが、一方では、収容された女性が施設を出て自立することを認めなかった。したがって、清末における広仁堂の慈善救済と施設の運営は近代保守主義を反映したものと認識できる。

Vivian Shue（2006）によると、光緒新政以降、儒教道徳の地位が下がり、職業訓練を受けることと収入を増やすことのできる仕事の重要性が高まったとされる。Shueの観点は一般女性には適用できるかもしれないが、広仁堂内の節婦と恤女にとっては適切ではないと考える。女子工場は職業訓練と労働生産の場ではあったが、広仁堂の女性は施設内で生活する生き方を変えることはできず、施設を出て自立することはできなかった。恤女は結婚して施設を出ることはあったが、彼女たちは施設を離

れただけであり、依然として夫や夫の家族に従属したままで、独立して自活することはできなかった。施設内に収容された女性たちにとって、貞節を守ること、つまり儒教の道徳は依然として重要なものであった。そのため、被救済者である女性たちの生き方は近代保守主義を反映したものだと考える。

貞節を守ることにについて、Lisa Rosenlee (2006) は3つの特徴を挙げる。まず、貞節を守るのは夫婦の間に忠節の関係がある美德だとされる。次に、貞節を守るのは寡婦にとって再婚しない自由を保証する手段だとされる。最後に、貞節を守るのは女性が自身の徳性を通じて最高の榮譽を獲得する手段だとされる<sup>(43)</sup>。女子工場が開業された同年の1905年、広仁堂では節婦3名が旌表を申請したため、それを上奏した。内部文書によると、旌表を申請する条件は非常に厳しかった。

人(節婦)が三十歳未満の時から節を守り始め、五十歳になれば旌表を申請できる。五十歳に達しないまま亡くなった場合は、その人が六年間の節を守っていたと確認した上で調査してから旌表を申請できる。ただし、夫が亡くなった時に三十一歳以上の女性であれば節を守っていたとしても旌表を申請することはできない<sup>(44)</sup>。

以上の理由により、旌表を申請することができた節婦は3人しかいなかった。他の2人は長年にわたって節を守っていたが、当時50歳未満であったため、旌表を申請することはできなかった。また、夫が亡くなった際に31歳以上だった8人は、旌表を申請することもできなかった<sup>(45)</sup>。

その後の文書には、節婦を表彰し旌表を申請した記載は見つからなかった。1905年の旌表申請が最後だったかもしれない。だが、1914年に出された北洋政府の「褒揚条例」<sup>(46)</sup>では、依然として節婦に対する表彰が明記されていた。少なくとも1905年前後において、広仁堂の管理者にとっては、節婦の旌表申請と女工場の開設は同じくらい重要な事項であった。そして収容された女性たちにとって、教育を受けて収入を得ることと、名誉を求めて貞節を守るとは、どちらが優先されるかは難しかった。施設を離れる例がわずかであったことを考えると、ほとんどの女性は伝統的な生き方に従うことを選択した。

救済者側の広仁堂にとって、女子教育や女子労働を通じて女性をエンパワーメントすることと貞節を守らせることは同じように重要だった。したがって、広仁堂の女性たちにとって、教育や労働には経済的自立を促すエンパワーメントの側面があった一方で、既存の伝統的なルートを通して生活保障と榮譽を獲得しようとするトレンドもあるはずだった。

節を守るということについては、吉澤 (2002) も貞節を守らせる「従来の機能をもちつづけていた」と述べている (吉澤 2002 : 236)。だが、一方で、「亡夫への貞節を守るということは『無意味に

(43) 具体的な論述はRosenlee (2006 : Chapter 6) を参照。

(44) 「一宗婦幼孩病歿卷節婦請旌附恤養会附」、天津市檔案館：J0130-1-000086。

(45) 「一宗婦幼孩病歿卷節婦請旌附恤養会附」、天津市檔案館：J0130-1-000086。

(46) 「褒揚条例」『北洋政府公報分類彙編 (1912-1914) 第14冊』天津古籍出版社，5819-5822頁。

生きて一生を終える』として全面否定され、『民族』『国民』に役立つことが重要だという価値観の転換を背後にみることができる」(吉澤 2002: 238)と指摘している。それに対し、本稿では、近代化に伴って「価値観の転換」があったが、「貞節を守らせることが依然として重要だった」という点を強調したい。吉澤は近代における「国民」形成教育、つまり理想的人間像に注目しているが、本稿は広仁堂の近代的な取り組みの中にも依然として存在していた保守的なジェンダー規範に着目した。

本稿は、広仁堂に収容された女性に関する取り組みを通して、近代中国の「養濟型」慈善から「教養型」慈善への変遷が見られたことを確認した。被収容者の女性たちは、教育と労働を通じて、経済的自立をある程度手に入れることができたので、エンパワーメントされたと理解できる。それと同時に、救済者側の立場には「近代保守主義」という特徴が見られた。被救済者である女性たちの生き方にもまた「近代保守主義」の理念が見られる。しかし、資料上の制約のため、被収容者の女性たちの実態把握は十分にできていない。今後の課題としたい。

#### 引用文献

##### 【英語文献】

- Bailey, Paul J. (2007) *Gender and education in China: Gender discourses and women's schooling in the early twentieth century*. Routledge.
- Rosenlee, Li-Hsiang Lisa. (2006) *Confucianism and Women: A Philosophical Interpretation*. State University of New York Press.
- Shue Vivian. (2006) *The Quality of Mercy: Confucian Charity and the Mixed Metaphors of Modernity in Tianjin*. *Modern China*, 32(4), pp.411-452. <https://doi.org/10.1177/0097700406291788>

##### 【日本語文献】

- 近代中国人名辞典修訂版編集委員会編 (2018) 『近代中国人名辞典 (修訂版)』, 霞山会, 国書刊行会。
- 須藤瑞代 (2007) 『中国「女権」概念の変容: 清末民初の人権とジェンダー』 研文出版。

##### 【中国語文献】

- 王衛平, 黄鴻山 (2007) 「清代慈善組織中的国家与社会: 以蘇州育嬰堂, 普濟堂, 広仁堂和豊備義倉為中心」『社会学研究』第4期, 51-74+243-244頁。 <https://doi.org/10.19934/j.cnki.shxyj.2007.04.003>
- 王衛平 (2005) 「論中国伝統慈善事業的近代轉型」『江蘇社会科学』第1期, 212-217頁。
- 王曉慧 (2015) 『近代中国女子教育論争史研究 (1895~1949)』 中国社会科学出版社。
- 王星星 (2021) 「近代中国におけるソーシャルガバナンスと慈善団体—天津広仁堂 (1878~1949) を例として—」『21世紀東アジア社会学』第11期, 134-146頁。 [https://doi.org/10.20790/easoc.2021.11\\_134](https://doi.org/10.20790/easoc.2021.11_134)
- 夏東元 (1988) 『鄭観應集』(上册), 上海人民出版社, 287-290頁。
- 宮宝利, 万銀紅 (2014) 「晚清天津河広仁堂女性生活考察」『天津師範大学学报 (社会科学版)』第1期, 10-14頁。
- 呉昊沐 (2013) 「清同光年間早期維新派的慈善教育觀及實踐」『教育評論』第5期, 147-149頁。
- 蔡雙全 (2021) 『近代中国実業救国思潮研究』 中国社会科学出版社。
- 周小鵬 (1997) 『周学熙伝記彙編』 甘肅文化出版社。
- 周秋光, 陳国連 (2022) 「中国慈善史研究的學術檢視与思考」『安徽史学』第2期, 5-14頁。
- 周秋光, 李華文 (2020) 「中国慈善的傳統与現代轉型」『思想戦線』第46(2)期, 61-74頁。
- 張華騰 (2017) 「袁世凱督直与天津城市早期現代化」『史林』第6期, 18-26頁。



- 張秀蘭，張璐（2016）「4 医学使命——医療慈善的中国根源和外国介入」Jennifer Ryan, Lincoln C. Chen, Tony Saich 編，魏柯玲訳『衛生慈善事業在中国』商務印書館，79-96頁。
- 張璐（2010）「天津広仁堂医療機構初探」『中国社会歴史評論』第11卷，185-201頁。
- 陳凱（2012）「開婦女運動之先河：清末直隸女子職業教育」『職業教育研究』第11期，179-180頁。
- 陳青鳳（1988）「清朝の婦女旌表制度について：節婦・烈女を中心に」『九州大学東洋史論集』第16卷，101-132頁。  
<https://doi.org/10.15017/24598>
- 梁其姿（2001）『施善與教化：明清的慈善組織』河北教育出版社。
- 武民強（2012）『推广皇仁：清季天津広仁堂及其婦孺慈善事業研究』（博士学位論文，南開大学）。
- 苗宏慧，么巧亭（2013）「評鄭觀應の実業救国思想」『社会科学戦線』，第7期，275-276頁。
- 姚家華（1992）「略評張謇の実業救国論」『財經研究』132卷，第11期，49-51頁。
- 吉澤誠一郎（2002）『天津の近代—清末都市における政治文化と社会統合』名古屋大学出版社。

#### 〈史料〉

- 天津市檔案館編『袁世凱天津檔案史料選編』天津古籍出版社，1990年。
- 中国国家図書館所蔵「天津広仁堂女工廠章程（1906年）」
- 中国国家図書館所蔵「直隸天津河間広仁堂章程（1878年）」
- 天津市檔案館所蔵「広仁堂檔案（1878～1949年）」
- 雷瑄編『北洋政府公報分類彙編（1912-1914）第14冊』，天津古籍出版社，2020年。